

令和元年度第3回幕別町都市計画審議会議事録

1. 開催日時 令和2年2月4日(火) 午前10時2分

2. 開催場所 幕別町役場 3-C会議室

3. 出席者 都市計画審議会委員

嶽山 信行	(学識経験者)
土屋 博樹	(学識経験者)
岡本 芳夫	()
小島 智恵	(町議会議員)
小川 純文	()
谷内 雅貴	(農業委員会会長)
笹原 早苗	(公募によるもの)
岡本 貴美子	()
中野 聖	()

事務局

建設部長	笹原 敏文
都市計画課長	吉本 哲哉
都市計画課参事	河村 伸二
都市計画課計画係長	向井 克久
都市計画課計画係	須田 明彦

4. 議事

諮問第1号	帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針第2回見直しについて(北海道決定)
諮問第2号	帯広圏都市計画区域区分第7回定時見直しについて(北海道決定)
諮問第3号	帯広圏都市計画下水道の変更について(十勝川流域下水道)(北海道決定)
協議第2号	帯広圏都市計画下水道の変更について(幕別公共下水道)(幕別町決定)
協議第3号	帯広圏都市計画下水道の変更について(札内公共下水道)(幕別町決定)
協議第4号	都市計画マスタープランの見直しについて(中間報告)

5. その他

6. 議事概要 次のとおり

笹原部長 只今より令和元年度第3回幕別町都市計画審議会を開催致します。
会議に先立ちまして、本日小林委員につきましては、所要により欠席の申し出がございましたので報告いたします。
初めに、嶽山会長よりご挨拶をいただきます。

嶽山会長 開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

何かとお忙しい中、皆さんの出席を頂きまして、審議会が開催できますことを心から感謝を申し上げます。

さて、本日は、諮問事項3件と協議事項3件で、諮問事項3件は、いずれも、北海道決定の案件でありまして、町は、北海道に対して案の申し出を行うこととなりますことから、その原案について、先ほど、町から諮問を受けたところであります。

また、協議事項は、幕別公共下水道と札内公共下水道の変更、並びに都市マスの中間報告ということでもあります。

諮問事項は、これまで審議会において、協議・検討をしていただいていたところですが、本日、町長から案の申し出の原案について諮問がありましたことから、さらに審議を重ねまして、答申したいと考えております。

また、協議事項についても、第1回、第2回の審議会で説明を受け、皆さんと協議してまいりましたが、こちらについても、皆さんからのご忌憚のない意見を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。

笹原部長 それでは、会議に入らせていただきますが、これ以降の進行につきまして、嶽山会長よろしくお願ひいたします。

嶽山会長 それでは、会議日程に基づきまして、会議を進めていきたいと思っております。
日程2 諮問第1号、帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針第2回見直し（北海道決定）についてであります。事務局から説明をお願いします。

向井係長 はい、計画係長の向井です。まず、事前に皆様に郵送させていただきました資料の確認からしていきたいと思っております。

まず今回の議案書、諮問第1号資料1として帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針新旧対照表、諮問第1号資料2として人口・工業における各フレーム概要、それから協議第4号の資料1、幕別町都市計画マスタープラン策定に向けたアンケート調査報告書、協議第4号資料2、都市計画マスタープラン地域別懇談会開催結果という2枚もの、都市づくりの課題についてという2枚もの、それからA3版1枚ものですけど、整開保、区域区分、十勝川流域下水、幕別札内公共下水、都市マス見直しの変更全体スケジュールというもの。あと、今日テーブルの上に配布させていただきました諮問第3号、協議第2号、協議第3号資料の横長のA4版の2枚ものであります。

資料は皆さんお揃いでしょうか。

それでは、議案書1ページをご覧ください。

諮問第1号帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針第2回見直しについてであります。

こちらは、北海道が決定する帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、略して整開保の素案については、9月の第2回の審議会において、協議いただき、その内容をもって北海道へ帯広圏域の素案として提出させていただいておりますが、都市計画法第15条の2では、市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることと規定されております。この規定によりまして、今回、案の申し出を行います原案について、諮問させていただいております。

整開保は、都市計画法第6条の2の規定に基づき北海道が決定する方針でありまして、帯広圏では、平成16年に当初決定を行いまして、平成22年に第1回の見直しを行ってきております。

帯広圏の全ての都市計画については、この整開保に沿って今日まで進めてまいりまして、現在の整開保は、平成32年、令和2年を目標年としておりましたが、今回の見直しでは、目標年を令和12年に変更しまして、方針の見直しを行うというものであります。

それでは、別添の諮問第1号資料1、A3版の資料になります。こちらをご覧ください。

まず、この資料の見方について説明させていただきます。

3列表示となっておりますが、左側が当初決定した現行の内容でありまして、次に、真ん中の欄の記載についてであります。こちらは、前回の審議会におきまして、素案としてご協議いただいた内容であります。

最後に、右側の欄ですが、北海道へ申し出を行う予定となっております今回の原案であります。

次に、真ん中の欄の素案の文中に下線が引いてある箇所がございますが、こちらは素案の作成段階で、現行の文書を訂正した箇所について下線が引いてあります。

右側の今回案の申し出の欄ですが、こちらについても下線が引いてあるところがありまして、こちらについては素案の文書を今回の原案を作成するにあたって、更に訂正した箇所について下線を引いてあります。

それでは、右側の今回の案の申し出の下線を引いてある部分について説明していきます。

まずは、2ページになりますが、中段の(2)産業の規模の表をご覧になっていただきたいのですが、生産規模の数値が変更となっております。こちらについては、推計方法について北海道からの指摘があり、推計方法を精査した結果、数値に若干の変更がありましたので、そちらについて変更しております。

次に、3ページ目になります。表の右側、今回の案の申し出の欄をご覧になっていただきたいのですが、一つ目の中点は、音更町の希望が丘地区の記載を追加したものであります。

次に、2つ目の中点、専用住宅地は、の部分であります。2行目後半あたりに、周辺住宅地のための、といった表現を追加させていただきました。

これは、専用住宅地においては、生活利便施設や医療福祉施設の記載について、周辺住宅地のために必要な場合のみに限定されるような表現に今回修正したものであります。

次に、②番商業業務地についてであります。この中の4つ目の中点、沿道商業業務地は、の欄をご覧ください。

こちらについては、下線がたくさん引いてありますが、これは、カッコ書きで道道名を入れるなどの記載を修正しております。

また、素案では、主要な道路名を記載した後に、最後に、等の幹線道路と纏めておりましたが、北海道から道路名を全て記載するように指摘がありましたので、帯広圏として、沿道商業業務地の道路について全て記載するという事で修正したところであります。

次に、4ページ目になります。右側の今回の案の申し出の下段の方をご覧になっていただきたいのですが、②居住環境の改善又は維持に関する方針の欄があります。こちらの続きで、次の5ページ目をご覧ください。

上から2つ目の中点、住宅地についての欄ですが、こちらは必要がある場合はとの文言を追加し、必要がある場合のみ、見直しを行うことができるとこととしまして、文言を修正しております。

次に、表の真ん中の素案の3つ目の中点、準防火地域等についての欄であります。2行目の最後に良好な住環境の形成を図るとの表現になっておりますが、右側の今回の案の申し出を比較していただくと、2行目の最後住環境の改善を図ると、表現を変更させていただいております。

次に、中段にあります、②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針の欄であります。この中点の2つ目ですが、土砂災害特別警戒区域に指定されているとの部分であります。1段目の後段に、幕別町の依田地区、途別地区、猿別地区、文京地区については、との記載がありますが、前回の素案では、文京地区の記載がありませんでしたので、今回追加させていただきました。

参考まで、場所的には札内神社の西側の傾斜地が土砂災害特別警戒区域となっておりますので、そこを追加させていただきました。

次に④番の秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針であります。こちらは、表の真ん中の、素案の欄をご覧いただきたいのですが、④の秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針の3つ目の中点、農業振興地域の白地地域で幹線道路沿道や既成市街地に隣接する区域等については、の部分と、7つ目の中点、市街地に存在する四方を市街化区域に囲まれた地区等、の部分ですが、こちらは北海道から整開

保の中に記載しなくても、都市的土地利用は可能であるとの指摘を受けたことや、北海道内の他圏域においても、このような表現をしていないことから、帯広圏においても表現を統一するため、この文言を削除しております。

また、表の真ん中、素案の欄の6つ目の中点、市街化区域内に立地することが効率的でない施設等の立地については、市街化調整区域の性格を超えない範囲で必要に応じて立地を検討する、の項目については、こちらは開発行為の許可の範疇であるということから、あえて表現をする必要がないとのことでありましたので、削除することといたしております。

また、表の真ん中素案の欄の中点の下から2つ目の帯広畜産大学周辺地区については、の部分については今回帯広市で削除することといたしました。

次は、表の右側今回案の申し出の欄をご覧になっていただきたいのですが、④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針の中点の6つ目、専用工業地周辺についてはの部分と、7つ目、自動車専用道路のインターチェンジ周辺については、の部分ですが、こちらは調整区域の地区計画についての記載でありまして、調整区域において地区計画を定める場合、整開保において定める地区等が読み取れるように表現する必要があるとの指摘がありまして、専用工業地周辺とインターチェンジ周辺についての表現を追加しております。

次に6ページ目ですが、表の右側の今回の案の申し出の欄でございますが、中段にあります、中点で言いますと4つ目になります。

本区域のうち、帯広市及び音更町においては、地域公共交通網形成計画を策定し、と記載されておりまして、この部分について、及び音更町の記載を追加しております。

また、後段に路線バスの交通結節点の機能充実についての文言も追加させていただいております。

続きまして、に7ページ目をご覧ください。

表の右側の中点の4つ目、都市幹線道路の欄をご覧ください。

こちらは帯広圏都市交通マスタープランの将来道路網図にあります、道道について記載することとしたこと、道路名の表現を統一するといった部分を修正しております。

また、この文面の中の最後にありますその他の都市計画道路を配置する。との記載を追加しておりまして、これは帯広圏都市交通マスタープランの将来道路網図にあります各市町の都市計画道路を指すものでありまして、この表現により、各市町の都市計画道路を網羅した形で表現しております。

また、次の中点、補助幹線道路についても、将来道路網図にある補助幹線道路の道道を、記載しております。

他にも、表現を若干変更している部分等もありますが、考え方等に変更はありませんので説明については省略させていただきます。

諮問第1号の資料1の説明は以上です。

続きまして、資料2について説明させていただきたいと思っております。

こちらについても、資料1同様に、第2回審議会において一度説明させていただいたものと同じものであります。

第2回の審議会において説明させていただいた内容については、2つありました。人口フレームと工業フレームについてでありまして、人口フレームについては、将来的には人口減少するといった推計結果で、マイナスフレームとなっていることから、人口フレームは持てないといった推計となっております。他の1市2町も同様の傾向でありますことから、帯広圏全体でもフレームは持てないこととなっております。

次に、工業フレームについてであります。本町では工業出荷額は増加する推計結果となったものの、本町においては比較的大きな未利用地が点在していることなどから、100haを超えるマイナスフレームとなっており、工業フレームについても、人口フレーム同様にフレームを持つことができないといった結果となっております。

しかしながら、工業フレームについては、帯広圏全体では本町のマイナスフレームを含めて積算しても63haのプラスフレームとなっております。帯広圏域としては、フレームは持てるという結果になっておりました。

ここまでの、前回説明させていただいた内容であります。

内容的には、ほぼ前回の内容と同様であります、一部推計値について修正がありましたので、その部分だけ説明させていただきます

4枚ほどめくっていただき、7ページ目になります。

工業フレームのところをご覧ください。

工業出荷額の推計値についてであります、令和12年推計値の帯広圏の欄を見ていただきたいのですが、4,188億円と記載されております。この部分について、第2回の審議会では、4,186億円となっております、2億ほど増加しております。

これは、音更町分の推計値に変更があったことから、帯広圏の推計値が増加したものであります。

ただ、工業フレームに影響を与えるものではなく、帯広圏域のフレームについては、第2回の審議会で示させていただいた、63haに変更はありません。

以上が、諮問第1資料2の説明となりまして、諮問第1号の説明は以上になります。

諮問第1号について、ご審議の程よろしくお願いいたします。

嶽山会長 只今、事務局から説明がありました、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
岡本委員。

岡本委員 整開保の説明の中で、都市計画道路の関係ですが、係長の説明の中で都市計画道路将来道路網構想図という言葉が出てきたのですが、今まで見たことが無いのでそれはどのような物なのか簡単に説明いただけますか。

向井係長 帯広圏で交通体系マスタープランというものを策定してまして、その中で幹線道路等を配置した図面があり、それに沿った形で整開保の見直しを行いました。

岡本委員 ベースは、それぞれの上位計画になると思いますが、その計画の目標年は。たぶん昔は30年とか超長期で作ったケースがあると思いますが今はどうなんでしょうか。この都市計画の目標は令和12年ですよね。たぶんその先10年とか15年先を見て土地利用を想定して道路体系を決めているのではないかと思います。年次の設定というのはあるのでしょうか

向井係長 年次の設定はあります。今はっきりとは申し上げられませんが、来年か再来年に見直しになると思います。

岡本委員 人口ビジョンの策定では、2030何年かでは幕別町の人口は1万6千とか1万7千とかダウンする数字がどこかにあったと思いますが、交通体系を考えると人口から車の移動量は減少傾向は出てきますよね。減少傾向を見たときに今までの施設を維持すればいいのかコンパクトなまちづくりにするためには施設規模を小さくしなければいけないのか考え方として出てくると思うのです。これが都市計画のベースとなるのでしょうか、いろんな計画が集まっている数字が出てくるのでそれらの繋がりがよく見えないもので今回質問しました。

笹原部長 基本的には都市マスもそうなんですけれども、工業出荷額ですとか国が行っている統計データをベースに一定程度の推計を行っていくという事がベースにあったはずで。観光の状況等といったものが交通体系を考えるうえでは視点として出てくるものです。

岡本委員おっしゃるように、人口の伸びが減少に転じているものですから、総体の交通量としては減少傾向にあると言われていたことは間違いのないところでは。

道東圏で言いますと高速道路の整備はまだ釧路まで繋がっていない状況になっていきますので、阿寒と釧路西が繋がった時に一般国道の38号がどのような交通量になるのかというのが一つ大きな課題になっていきます。来年という事になりますと高速道路が繋がっていない中での計画策定となるので、将来を見据えた状況になるかという未確定な部分があるかなと思います。折に触れ開発さんとはそういった話をする状況になっていきますが、いずれにしても釧路まで繋がりますと一般道への影

響があると予想されていますので、そこが見えた段階でなければ一般道の整備規模がどうあるべきか踏み込んだ検討にはいたらないという話をされているものですから、幕別町のバイパス計画なども課題としてあると思います。

嶽山会長 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

・・・・・・(意見無し、質問無し)・・・・・・

嶽山会長 他に意見もございませんので、諮問第1号については、諮問案を適当と認め答申することよろしいでしょうか。

・・・・・・(異議無し)・・・・・・

嶽山会長 異議がございませんので、諮問案を適当と認め答申いたします。
以上で、諮問第1号につきましては終わります。

次に日程2、諮問第2号帯広圏都市計画区域区分の第7回定時見直しについて(北海道決定)について、事務局から説明をお願いします。

向井係長 諮問第2号、帯広圏都市計画区域区分の第7回定時見直しについて(北海道決定)について説明させていただきます。

議案の2ページをご覧ください。幕別町では、帯広市、音更町、芽室町とともに、1つの圏域として都市計画法第7条に基づいた区域区分を定めております。

現在の区域区分は、平成32年度、令和2年までの各種推計に基づいて定められたものであること、整開保に即していることが必要でありますことから、整開保の見直しに併せて区域区分の見直しも同時に行うこととしております。

今回行います定時見直しは、都市計画基礎調査に基づきまして、将来の市街地に配置すべき人口や産業等を適切に収用できる市街地の規模を検証するものであります。

帯広圏の区域区分の見直しは、昭和45年に当初決定して以来、6回の見直しが行われ、今回が第7回の見直しとなります。

今回は、帯広圏としては、人口フレームはマイナスフレームであったこと、工業フレームはプラスフレームにはなったものの、今回の見直しにおいて、そのフレームを使い、区域編入する場所を特定し、今回の区域区分の見直しに合わせて、区域を拡大し変更を行うには、至らなかったことから、今回の区域区分の見直しでは、特段、変更はしないということとなったものです。

区域区分は、(1)区域区分の図で示すとおりでありまして、現在の区域区分の区域に変更はありませんが、3ページ目をご覧ください。

こちらは、人口フレームの推計値を示したものでありまして、この部分の年次、数値等が変更されますことから、今回の見直しとしては、この部分のみが、見直し箇所となります。

諮問第2号についての説明は、以上となりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

嶽山会長 只今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思えます。

嶽山会長 ご意見、ご質問ありませんか。

・・・・・・(意見無し、質問無し)・・・・・・

嶽山会長 意見もございませんので、諮問第2号については、諮問案を適当と認め答申することよろしいでしょうか。

．．．．．(異議無し)．．．．．

嶽山会長 異議がございませんので、諮問案を適当と認め答申いたします。

以上で、諮問第2号につきましては終わります。

次に日程2、諮問第3号帯広圏都市計画下水道の変更について（十勝川流域下水道）（北海道決定）、協議第2号帯広圏都市計画下水道の変更について（幕別公共下水道）（幕別町決定）及び協議第3号帯広圏都市計画下水道の変更について（札内公共下水道）（幕別町決定）については、関連がありますことから一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。

向井係長 諮問第3号帯広圏都市計画下水道の変更について（北海道決定）、協議第2号帯広圏都市計画下水道の変更について（幕別公共下水道）、協議第3号帯広圏都市計画下水道の変更について（札内公共下水道）について、関連がありますので一括して説明させていただきます。

今回の下水道の都市計画変更といたしましては、北海道が計画変更をする1市3町にまたがる十勝川流域下水道の排水区域の変更と、町が変更する札内公共下水道の廃止、それから、町が変更する幕別公共下水道の区域の拡大の3つの都市計画変更に分かれることとなります。

まず、十勝川流域下水道の変更については、整開保、区域区分と同様に北海道決定の案件となりまして、整開保、区域区分と同様に、案の申し出をすることができる案件となりますので、案の申し出を行います原案についての諮問となります。

それに対して、札内公共下水道の廃止、幕別公共下水道の区域の拡大は、町が変更するものとなりますので、今回は協議として扱うこととなり、今回が予備審ということとなり、その後、協議が整いましたら次回以降で本審を経て、決定という流れになります。

今回の下水道の都市計画の内容については、第2回審議会の報告案件帯広圏都市計画下水道の変更についての中において、変更に至った経緯や内容について説明させていただいておりまして、説明させていただいた内容といたしましては、

本町には下水道事業は、札内公共下水道と幕別公共下水道があり、汚水は、札内公共下水道が十勝川浄化センターで、幕別公共下水道は幕別浄化センターで処理されている現状であること。

幕別公共下水道についてですが、幕別浄化センターの老朽化による改修費用の増加、人口減少による受益者数の減少、維持管理費の増加等により、経営状況の悪化が予想されること。などのことから十勝川流域下水道に編入し、広域連携により効率的な汚水処理に取り組んでいきます。との説明をさせていただいております。

今回の変更内容については、第2回で説明させていただいた内容と変更はありません。

それでは、都市計画変更の具体的な内容について説明していきます。

まずは、協議第3号、17ページをご覧ください。

こちらは、札内公共下水道を幕別公共下水道に統合するため、札内公共下水道を廃止するというものでありまして、札内公共下水道の都市計画自体を廃止するというものであります。

次に、議案7ページ、協議第2号をご覧ください。

こちらが、幕別公共下水道の都市計画変更となる事項についてであります。

変更の内容については、次のページの変更説明書により説明いたしますので次のページをご覧ください。

こちらは、都市計画変更図書の添付書類の一つでありまして、記載の仕方については、北海道の都市計画変更の要領に沿って記載しております。

変更内容についてであります。2変更概要欄に記載されているとおりでありまして、1つ目が新基準の適用に伴う変更、2つ目が下水道基本計画の変更に伴う変更となります。

新基準による変更とは、平成9年に都市計画運用指針の改定により、都市計画決定の基準が変更され、平成9年以降の変更については、新基準に従って変更を行っていくこととなります。

具体的には、都市計画決定しなければならない施設の規模などが変更され、下水管渠では、1,000ha以上の排水区域を担う管渠が都市計画決定の対象となり、1,000ha未満の排水区域を担う管渠については、都市計画決定の対象外になったこと、それから、都市計画決定の面積、区分や備考欄などの表示の方法が変更されたことが主な内容であります。

これによりまして、今回、廃止を予定しております札内公共下水道については、既に新基準により都市計画決定の内容を変更しておりましたが、幕別公共下水道については旧基準のままとなっております。

このことから、今回の変更にあわせて、新基準に変更をするものであり、各項目については、都市計画変更の要領に基づきまして変更を行っております。

次に、2変更概要欄にある、2つ目の下水道基本計画の変更に伴う変更についてであります。

こちらは、札内公共下水道の廃止に伴い、幕別公共下水道の排水区域が、札内公共下水道分の面積を拡大することとなるため、排水区域の拡大が変更点の一つであります。

次に、札内公共下水道の廃止に伴う、札内中継ポンプ場を幕別公共下水道の施設に追加するというものです。

また、幕別公共下水道の十勝川流域下水道への編入に伴い、幕別終末処理場及び放流管渠を施設から廃止するものであります。

以上が、下水道基本計画の変更に伴う変更でありまして、各々、都市計画変更の要領に基づきまして、変更内容を記載しております。

12ページ以降には、各種図面が添付されておりますが、これは今回の変更に伴う添付図面となっております。

続きまして、議案書5ページ、諮問第3号をご覧ください。

今回の変更内容については、次のページの変更説明書により説明いたします。

今回の変更は2変更概要の部分のとおり、幕別公共下水道の接続と、札内公共下水道の廃止によるものでありまして、3新旧対照表の変更前、変更後の表中の最後の行を比較していただくとわかりますが、変更前の部分では、帯広圏都市計画札内公共下水道と記載されておりますが、変更後は帯広圏都市計画幕別公共下水道となっております。接続する下水道の名称を変更しております。

また、各々、備考欄に面積の表示がありますが、札内公共下水を廃止し、幕別公共下水に統合することから、幕別公共下水の面積が、その分、増となっているものであります。

次のページには、十勝川流域下水道の総括図により変更内容を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

続いて、別添の諮問第3号、協議第2号、協議第3号資料をご覧ください。

こちらが、今回の変更点について新旧対照表にしたものでありまして、まず、1ページ目が十勝川流域下水道の変更点であります。

2排水区域の部分で、表の一番下の欄になりますが、旧の欄では帯広圏都市計画札内公共下水道となっておりますが、新の欄では帯広圏都市計画幕別公共下水道に変更されており、ここが変更されたところであります。

次に、2ページ目をご覧ください。

2ページ目と3ページ目が、幕別公共下水道の変更についてであります。

まず、2排水区域の部分であります。こちらは、新基準の適用により、都市計画決定する内容が変更されております。また、札内公共下水道の統合に伴いまして、排水区域の面積等が変更されております。

次に、3下水管渠の部分の変更であります。表をご覧ください。幕別1号幹線から3ページのNo.4幹線までは、新基準の適用により廃止となります。

また、放流管渠につきましては、幕別公共下水道の流域下水道への編入に伴いまして、処理場を廃止しますことから、これに伴いまして、放流管渠についても廃止となるものであります。

次に、旧の欄の4ポンプ施設、5処理施設については、旧基準では、都市計画決定の対象となっておりますが、新の欄をご覧ください。

新基準では、4ポンプ施設、5処理施設の区分がなくなり、4その他の施設に統合されますことから、新基準適用により区分の名称が変更されることとなります。

また、幕別公共下水道の流域下水道への編入に伴いまして、終末処理場が削除され、幕別中継ポンプ場、札内中継ポンプ場がその他の施設として、追加されております。

4ページ目をお開きください。

こちらが、札内公共下水道の変更についてであります。

変更内容としては、札内公共下水道が幕別公共下水道へ統合されることから、札内公共下水道の都市計画自体を廃止するものであります。

以上、協議第2号、協議第3号、諮問第3号の説明を一括してさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

嶽山会長 只今、事務局から説明がありましたので、諮問第3号、協議第2号、協議第3号について一括してご意見、ご質問を受けたいと思います。

嶽山会長 ご意見、ご質問ありませんか。

．．．．．(意見無し、質問無し)．．．．．

嶽山会長 意見もございませんので、諮問第3号については、諮問案を適当と認め答申することによろしいでしょうか。

．．．．．(異議無し)．．．．．

嶽山会長 異議がございませんので、諮問案を適当と認め答申いたします。
以上で、諮問第3号、協議第2号、協議第3号につきましては終わります。

嶽山会長 ここで追加議案として、答申案について協議したいと思います。

嶽山会長 ここで5分ほど休憩としてお時間をいただきまして、答申書案の準備をさせていただきたいと思っております。答申書の用意が整いましたら、町長に再度、お越しいただき答申書をこの場で提出したいと思いますのですが、皆様よろしいでしょうか。

．．．．．(了承の声)．．．．．

嶽山会長 それでは、これから休憩といたします。

嶽山会長 準備が整いましたので、会議を再開いたします。
それでは、答申書(案)を皆様のお手元に配布いたしましたので、確認をお願いいたします。

嶽山会長 諮問された内容について、諮問案を適当と認めますとの内容となっております。この内容でよろしいでしょうか。

．．．．．(了承の声)．．．．．

嶽山会長 それでは、答申書案は原案のとおり決定されました。

嶽山会長 ここで、町長に答申書をお渡ししたいと思います。
準備のため5分ほど休憩としたいと思いますのでよろしくお願ひします。

笹原部長 準備が整いましたので会議を再開いたします。

笹原部長 会長より町長へ答申書を渡していただきます。

- 嶽山会長 (答申書朗読)
答申書
令和2年2月4日
幕別町長飯田晴義様
幕別町都市計画審議会会長嶽山信行
令和2年2月4日付けで諮問のありました次の事項について、本審議会において審議した結果、諮問案を適当と認めます。
- 記
1 帯広圏都市計画区域の整備開発及び保全の方針第2回見直しについて(北海道決定)
2 帯広圏都市計画区域区分の第7回定時見直しについて(北海道決定)
3 帯広圏都市計画下水道の変更について(十勝川流域下水道)(北海道決定)
以上答申します。
- 飯田町長 ありがとうございます。
- 笹原部長 ここで町長からごあいさつ申し上げます。
- 飯田町長 一言お礼の言葉を申し上げたいと思います。
今回の諮問につきまして、諮問案のとおり答申いただきましたことにお礼申し上げます。
今、全国どこでもそうですけども、本町においても人口減少が進んでいるところでありまして、本町のこれまでの最高の人口が、平成26年4月の27,714人でありましたけども、それがもう1月末で1,090人弱減っていて、このまま人口減少がますます進んでいくと思っているわけでありまして。
そういう中で、いかにコンパクトなまちづくりをしていくか、都市計画の果たす役割は大きいものであります。
今回の答申の3番目はまさに、流域下水道に接続するという事で、コンパクトの第1歩になると思います。引き続き人口減少があるからと言って下水道の統合とかはできるわけではありませんけども、そういう方向に向かって検討していくことは必要であると思います。
引き続き皆様方のご意見を賜りますようお願い申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。
ありがとうございます。
- 笹原部長 飯田町長につきましては、公務のためここで退席させていただきます。
- 嶽山会長 次に、日程2、協議第4号都市計画マスタープランの見直しについて(中間報告)について、事務局から説明をお願いいたします。
- 向井係長 説明に入ります前に一か所訂正がありますので訂正させていただきます。議案書6ページの図面、十勝川流域下水道の総括図ですが、右側に帯広圏都市計画幕別公共下水道A=257ha拡大となっていますが、257を251に訂正をお願いします。
それでは、協議第4号都市計画マスタープランの見直しについて(中間報告)について、説明させていただきます。
協議第4号資料1、幕別町都市計画マスタープラン策定に向けたアンケート調査報告書をご覧ください。
こちらは、昨年8月に、幕別町都市計画マスタープランの全体見直しにあたって、住民意向調査を実施しておりまして、そのアンケート結果を纏めたものでありまして、内容について説明していきたいと思っております。
1枚めくっていただき、1ページ目になります。

まず、(1)の目的であります。本アンケート調査は、令和2年度に目標年次を迎える幕別町都市計画マスタープランの全体見直しにあたって住民意向調査を実施しまして、まちづくり上の問題点と課題等の洗い出しと、施策の検証を目的に実施しております。

次に、(2)番としてアンケート調査の内容であります。次の4項目について調査を行っております。今回は、Ⅰのあなた自身についてとⅡの都市計画マスタープランについて結果を取り纏めておりまして、都市マスの中間報告ということもありますので、都市マス分のみを纏めております。

また、緑の基本計画に関するアンケートの結果は、現在集計分析を行っているところであります。

4番の明野ヶ丘公園のアンケートについては、土木課のほうでアンケート調査を行いたいという事で、配付回収を都市マスのアンケートと一緒にやってほしいという事で今回のアンケートの中に項目を追加しているところで、結果について土木課の方で纏めております。

次に(4)番、配付数ですが、町内在住の2,000名の方を対象に、男女別、年齢別及び居住地別に人口比に応じて配付しました。

次のページをお開きください。

(6)番、配付回収結果ですが、配布数2,000名に対し、回収数は638件で、回収率としては31.9%となりました。

年齢別の回収率では70歳以上が40.0%と最も高く、続いて60～69歳が34.7%、40～49歳が25.3%となりました。

地域別の回収率では幕別地域が37.0%と最も高く、続いて札内北地域が33.2%となっております。

次に5ページをご覧ください。

ここからが、設問になっておりまして、設問としては問3これからの幕別町のまちづくりにあたって、必要と思うもの上位3つをお答えください。というものでありまして、結果としては、1番目、2番目及び3番目に選ばれた件数の合計が最も多かったものが、16番の災害に強い安全安心なまちづくりで、354件となっております。

また、2番目に多かったのが6利便性の高い公共交通の構築で218件、3番目が10番の日常的な買物環境の利便性向上で194件となっております。

16災害に強い安全安心なまちづくりについては、1番目に必要と回答された方も、182件と最も多く、住民の皆さんが災害に強い関心を持たれていることがわかるかと思えます。

次に年齢別での集計結果纏めますと、6ページ目になります。同じ様に、1番目から3番目までに選ばれた件数の合計が多かった上位3つまでについて、全体集計の上位3つまでの結果と比較しまして、年齢階層別に見ますと、18～29歳の年齢階層においては、7番の近隣市町への道路交通網の整備が2番目に多い結果となっております。全体の集計結果とは異なった結果となっております。

また、30～39歳、40～49歳及び60～69歳の年齢階層では、3番の活気に満ちた商店街の形成が、上位3つの中に選ばれた結果となっております。

また、50～59歳と70歳以上では2番の歩いて暮らせる市街地の形成が、上位3つの中に選ばれた結果となっており、全体の傾向と異なった傾向となっております。

同様に、地域別では、1番の幕別地域のみが、全体とは異なった傾向となっておりまして、3の活気に満ちた商店街の形成が2番目に多く選ばれていたという結果となっております。

続いて8ページ目をご覧ください。ここからが現在の都市マスにある町の各施策について、住民の方がどのように考えているのか、感じているのかを回答者に重要度と満足度をそれぞれ5段階で回答していただいております。

この回答結果を、中段にあります表の5段階評価の点数化によりまして個々の回答を点数化し、その点数の全体平均値を下段にあります図重要度と満足度の分布図にプロットすることによって分析しています。

9ページ目をご覧ください。

こちらが、重要度と満足度の分布を4つの領域に分けたものでありまして、まず、1番の領域1、重要度が高く満足度が低い事項は、その施策が重要ではあるが、満足していない事項として、施策の改善が求めているものと考えられる領域としています。

次に、領域2番が、重要度と満足度がともに高い事項であります。こちらは重要でありかつ満足している事項としまして、施策の維持を求めているものと考えられる領域としています。

次に、領域3、重要度が低く満足度が高い事項であります。こちらについては重要ではないものの満足している事項として、施策の見直しを含めた検討を求められていると考えられる領域としております。

次に、領域4、重要度と満足度がともに低い事項であります。こちらは重要でなく満足していない事項として、施策の見直しを求められていると考えられる領域としています。

このように、4つの領域に回答結果を区分いたしまして、その結果により現都市マスで行われてきた施策について検証していくものであります。

ただ、この他、4つの領域に分類されないものもありまして、この表の中にあります斜線で囲われている領域であります。

ここについては、統計上の統計誤差になりまして、今回のアンケート結果では、プラスマイナス0.152の範囲はその誤差の範囲となり、集計結果の平均値で、重要度、満足度のポイントが、その範囲内となった場合は、高い領域なのか、低い領域に該当するのか判断できない範囲となり、高い領域なのか、低い領域なのか、どちらとも言えない領域になります。

それでは、10ページ目をお開きください。

設問4土地利用に関する設問でありまして、6つの項目について聞いております。

結果としては、領域Ⅰ重要度が高く満足度が低い事項に分類されるものは2つありまして、J R 駅周辺の商業地に対する施策が該当しておりまして、施策の改善が求められているものと考えられます。

次に、領域Ⅱ重要度と満足度がともに高い事項に分類されるものが2つありまして、閑静な住宅地や中心市街地に隣接する住宅地に対する施策が該当していると思われ。今後も、施策の維持が求められていると考えられます。

次に、領域Ⅰ、Ⅱ重要度が高く満足度がどちらとも言えない事項に分類されるものは2つあります。国道38号沿道の商業地や幹線道路沿道の工業拠点についての施策が該当すると思われ。施策の改善、あるいは維持が求められていると考えられます。

これが、どちらとも判断できない項目となりまして、11ページの表をご覧ください。

⑤番の国道38号など沿道商業地の形成であります。この点が斜線の範囲の中に入っているのがわかるかと思えます。

数値的に言いますと、重要度は、平均しますと0.85で、重要度が高いとは言えますが、満足度については平均-0.07となっておりまして、満足度については、先ほど、説明させていただいた、統計誤差0.152の範囲になりますことから、満足度は、高いとも低いとも言えない項目となります。

同様に、⑥についても同じことが言える項目となっております。

次に、12ページ目をお開きください。

ここは、各事項について、具体的にお気づきの点がありましたら、お書きください。としまして、各施策の自由記載の欄であります。

参考まで読み上げていきますと、

①番の項目では、閑静で緑豊かな住宅地は幕別町の特徴で、公園も多くて誇りの持てる町である。

②番の項目では、帯広市や他町村にスムーズに移動できるのは最大の魅力で、通勤、買い物などの日常生活で、より利便性を向上させてほしい。

③番の事項では、JR幕別駅前に商店や銀行が少なく寂しすぎる。

など、多くの意見をいただいております。

14ページ目をお開きください。

設問5、道路交通に関する設問でありまして、9つの項目について聞いております。

結果としては、領域Ⅰ重要度が高く満足度が低い事項は、5つありまして、冬期間の除雪、高齢者や障がい者にやさしい歩行者空間と自転車の通行に配慮した道路空間、近隣の市町村にアクセスする路線バス及びJR駅前における交通結節点機能についての施策が該当しており、施策の改善が求められているものと考えられます。

次に、領域Ⅰ、Ⅱ重要度が高くて満足度がどちらもと言えない事項領域Ⅰ、Ⅱに分類されるものは3つあり、コミュニティバスの運行や市街地内の道路網整備、道路の緑化についての施策が該当しており、施策の改善、あるいは維持を求められていると考えられます。

次に、領域1、2、3、4重要度、満足度ともどちらもと言えない事項ですが、国道の4車線化が該当しておりまして、1、2、3、4のどの領域に該当するか分からない事項でありまして、ここについては、住民の意向が明確に表れなかったという結果となっております。

16ページ目をお開きください。

各事項の自由記載の欄であります。

①の事項では、国道242号までの4車線化を早急に実施して欲しい。

②の事項では、道路の凸凹修繕や、歩道を整備して欲しい。

③の事項では、国道38号の歩道を歩く時、自転車とのすれ違いに危険を感じる。

⑦番の事項では、乗合タクシーやコミュニティバスも乗継ぎできるように検討してほしい。

⑧の事項では、これからバス利用が多くなると思うが、帯広などの病院に通院する事が楽に出来るか心配です。

⑨番では事項では、高齢者ドライバー等の運転免許の返納問題があるので、バス路線の維持は重要だと思います。

などの記載がありました。

18ページをお開きください。

設問6、公園緑地、都市防災に関する設問でありまして、8つの項目について聞いております。

結果は、領域Ⅰの重要度が高く満足度が低い事項に分類されるものは、耐震化の促進についての施策について、改善が求められているものと考えられます。

次に、領域Ⅱの重要度と満足度がともに高い事項に分類されるものは4つありました。広域公園や都市基幹公園の維持保全、公共公益施設の緑化や市街地に点在する良好な自然環境の保全についての施策が該当しており、施策の維持が求められているものと考えられます。

次に、領域Ⅰ、Ⅱ重要度が高く満足度がどちらもと言えない事項に分類されるものは3つあり、避難場所の周知、雨水排水対策及び身近な公園の改修等についての施策が該当しており、施策の改善、あるいは維持が求められていると考えられます。

20ページをお開きください。

こちら各事項の自由記載の欄でありまして、①の事項としては、魅力に欠ける。常に新たな発想で改善して頂きたい。

②の事項としては、他町村より魅力的な公園とパークゴルフ場がある。

③の事項としては、今後は高齢化もあるが地域住民が一緒になってボランティアとして維持、保全することが大切と思う。

⑧の事項では、これからの時代は自然災害はつきものです。いざという時のために避難場所の確保、住民への周知、雨水排水の整備など維持管理を積極的にお願ひしたいです。

などの記載がありました。

続きまして、22ページでございます。

設問7、公共施設、自然環境及び都市景観に関する設問であります。6つの項目について聞いておりました、結果は、領域Ⅰ重要度が高く満足度が低い事項に分類されるものは2つありまして、住宅地の空き地空き家の解消等や町営住宅の更新についての施策が該当しており、改善が求められているものと考えられます。

次に、重要度と満足度がともに高い事項に分類されるものは、近隣センター、コミュニティセンターなどの維持管理についてでありまして、施策の維持が求められていると考えられます。

次に、領域Ⅰ、Ⅱ重要度が高く満足度がどちらとも言えない事項に分類されるものは3つありまして、公共施設のバリアフリー化や自然環境保全、良好な街並み形成について、施策の改善あるいは維持が求められていると考えられます。

続いて24ページ目をお開きください。

こちらについても各事項の自由記載の欄であります。

①の事項では、古い町営住宅を早く建て替えてほしい。

②の事項では、町民会館は障がい者が使えるようにトイレや段差などを改修して欲しい。

③の事項では、体の不自由な方も利用することができるトイレが必要。

などの記載がありました。

26ページ目をお開きください。

こちらは、アンケートの設問4から設問7までの結果の全分野で、点数の高い順に並べたものでありまして、26ページが重要度の高い順に並べたもので、27ページが満足度の低い順に並べたものであります。

重要度が高い上位5つは道路交通と都市防災の分野が高い結果となっております。道路交通の分野では、道路除雪、地方バス路線の維持及びバリアフリーなど人にやさしい歩道整備の重要度が高く、都市防災分野では、避難場所の周知と洪水対策について重要度が高い状況となっております。

次に、27ページの満足度が低い下位5つの事項は、土地利用と道路交通の分野に関する事項が高い結果となっております。土地利用の分野においては、JR駅周辺の魅力ある商業地、道路交通の分野においては道路除雪や歩道のバリアフリー化と自転車を含めた安全な通行について、満足度が低い状況となっております。

次に、全分野において重要度が高い上位5つと、満足度が低い下位5つについて該当する事項は、次のページを見てください。28ページの下のほうに書いてありますが、冬期間の道路除雪と段差解消などのバリアフリー化や誘導ブロックの適正配置など、子どもや高齢者、障がい者などにやさしい歩道の整備及び歩行者と自転車が安全に通行できる道路の整備となっております。

まちづくり全般において、道路除雪や歩道のバリアフリー化と自転車を含めた安全な通行についてが、施策の改善を求められている傾向が強いものと考えられます。

続いて30ページになります。

こちらは、空き地空き家などの対策についての設問となりまして、空き地空き家などを発生させない、または解消するために有効と思う対策はどのようなものがありますか。最も有効と思うものをお答えくださいとの設問で、8つ回答の中から一つ選んでいただいております。

結果としては、空き家除却支援が32.3%、続いて1番の空き地空き家バンクが26.6%、3番の住宅の新築や耐震化リフォームへの行政支援が12.4%、2番の移住体験のお試し住宅として活用が12.1%となっております。

年齢別では18～49歳では、3番の住宅の新築や耐震化リフォームへの行政支援が各年齢層で約20%であるのに対して、50歳以上では各年齢階層では10%以下となっており、50歳を境に傾向が変わっている回答となっております。

地域別ではというと、ほぼ全体と同様の傾向となっております。

空き家の除却や新築、耐震化などリフォームへの行政支援及び空き家バンク等による情報提供が求められていると考えられます。

続きまして32ページ目をお開きください。

こちらは、持ち家の方に、自宅が空き家となる心配はあるかどうか。について聞いておきまして、5つ回答の中から一つ選んでいただいております。

結果としては、自宅が空き家になる心配は、4番わからない。が27.6%で一番高かったです。続いて、3番遠い将来においても空き家になる心配がない。が24.0%。2番の遠い将来、空き家になる心配がある。が21.9%、1番の近い将来、空き家になる心配がある。が9.2%となっております。

ただ、項目1の近い将来と2番の遠い将来の自宅が空き家となる心配を持っている方が、全体で3割強いらっしゃる状況でもあります。

年齢別の、項目1の近い将来と2番の遠い将来の自宅が空き家になる心配がある方についてであります。右側の上の図を見ていただくと、年齢階層の1番から3番までの年齢が、49歳以下では、どの年齢階層においても空き家になる心配があるのは、1割程度であるのに対し、50歳以上の年齢では、どの年齢階層も、3割強から4割の方が、空き家になる心配を持っていると回答されている方が多いことがわかります。

また地域別では、幕別地域や札内東地域の比較的に古くから市街地が形成されてきた地域で、近い将来、あるいは遠い将来、空き家になる心配を持っている方が多い傾向となっております。

年配の方や古くから市街地が形成されてきた地域において、空き家になる心配の対策を検討することが求められていると考えられます。

次に34ページ35ページであります。こちらは、自由意見の記載欄でありまして、項目を分けて掲載しておきまして、まちづくりのコンセプト欄では、幕別町はパークゴルフ以外に話題性が乏しく、認知度、魅力は低いと言わざるを得ないのが現状です。マスコミなど活用し、町のPR活動に努め、住みたくなる町として、移住者の確保に努めて欲しい。

都市構造の欄では、幕別本町に役場を新築したことは大変良かったと思う。人口の多い札内地区の充実ばかりでは真の町づくりとは思わないから。十勝も将来、帯広又周辺の町のみ人口が集中し、遠からず町村がこれ以上過疎になることを恐れている。幕別も本町、糠内、忠類本面のこれ以上の過疎化を心配している。

まちの活性化の欄では、本町地区は帯広市からも近く、JRも走っており、緑豊かな環境にあるので住宅環境は良好と言えるが、市街地における商店街や町並みは淋しい限りです。住民が増加することにより商業も活性化すると思われる。

空き地空き家の欄では、空き地、空き家が目立つので、起業される人達にどんどん貸し出し、まちを活性化してほしい。

など多くの意見をいただいております。

37ページ以降については今回住民の皆さんに送ったアンケートの内容であります。

以上が、アンケート調査結果についてであります。

続きまして、協議第4号資料2、別紙都市計画マスタープラン地域別懇談会開催結果をご覧ください。

こちらは、昨年11月26日～28日に、幕別地区、札内東地区、札内西地区において開催した地域別懇談会の主な意見を纏めたものです。

地域別懇談会は、住民の皆さんから都市づくりに対する意見をいただき、都市づくりの課題を洗い出すことを目的に実施してきました。

3日間で、約50人の方に参加いただき、多くの意見を頂いております。

懇談会の中では多くの意見が出されましたが、町の各種施策の進捗状況や、町の施策都市計画に関する疑問、それから地域要望や現実的にはかなり難しい要望などもありまして、都市マスには取り入れることが難しいものも多くありました。また、都市計画課では回答できないものもありまして、後日、担当課にその旨を伝え、対応をお願いしたものもありました。

幕別地域での意見としては、調整区域の土地利用に対する意見や疑問が多く出されておりましたが、土地利用の規制の緩和、区域の縮小など、都市マスに盛り込むことが難しいものが多く出されておりました。

その中で、土地利用の住宅の部分では、少子高齢化人口減少が進む中、どのように適正な市街地を形成していくか明確にしていくことが必要である。との意見も出されておりました。

また、公共交通では、パークプラザを有効活用し、バスを待つ間の休憩施設として利用できないか。防災では、経済性だけを優先したまちづくりは災害が発生したときに町民を守れない。その他では、本町地区にも移住体験制度があると良い。などの意見が出されておりました。

次に、札内西地区では、土地利用の工業地の部分で、工業団地の空き地の有効活用、都市施設の道路の部分では、街路樹が枯損し、補植されていない植樹樹が多く見られるので、積極的に補植し、統一感のある緑の環境保全を行ってほしい。などの緑に対する意見や、公共施設の部分で各地域にコミュニティセンターが整備されているが、札内西地域は未整備である。などの意見が出されておりました。

次に、札内東地区であります。土地利用の住宅地では、住民の高齢化とともに空き家が増えてきている。また、空き地も町外所有者が多く草刈等管理されない空き地が増えている。との意見や、土地利用の商業地の部分では、普段の買い物は地元でできるように身近な便利施設をもっと積極的に進めてほしい。それから、土地利用の工業地の部分では、札内東工業団地の空き地の利用促進を図るべき。防災の部分では、今後高齢者が増えてくるとき、安全に避難できる態勢づくりが必要である。などの意見が出されておりました。

懇談会で頂いた意見については、都市づくりの課題を整理する上で参考とさせていただきます。

最後に、協議第4号、資料3の都市づくりの課題についてをご覧ください。

こちらは、アンケート調査の結果、地域別懇談会等の意見、庁内各課からのヒアリングなどから、都市づくりの課題について洗い出しを行ってきました。

その結果、次のとおり都市づくりの課題を纏めさせていただきます。

まず、(1)の土地利用についてありますが、①住宅地としては、幕別町の人口は平成17年度以降横ばい傾向でありましたが、今後減少傾向で推移することが予測されていること、幕別地域や札内地域の市街地には、未利用地等が点在する状況となっている。

このことから、住宅地としては、若者や団塊世代、U I Jターンによる移住定住促進、市街地の空き地空き家の利活用を課題としております。

次に、②商業地については、商業、サービス業は価格や品揃え、サービスに関して大型事業者や通信販売、インターネット事業者との競争が厳しく、町外への消費が流出した結果、商店数と従業者数が減少している状況にある。との現状から、商業地としては、中心市街地の空洞化対策、買物環境の利便性向上、活気に満ちた商店街づくり。を課題とさせていただきます。

次に、②工業地については、札内地区の国道38号沿道や特別工業地区のリバーサイド幕別及び東工業団地、幕別地区の特別工業地区の明野団地等にはまとまった未利用地がある。

このような状況から、工業地としては、低未利用地の利活用を課題とさせていただきます。

次に、(2)都市施設等についてあります。

①道路については、3つの課題を挙げております。

まずは、国道38号の整備については、千住東13号までが4車線化が完了しているが、それ以东については目途が立っていないこと、圏域環状線についても、みずほ通以东の一部区間において現道のない未整備区間があること。

これらのことから、主要幹線道路網の形成を一つの課題としております。

2つ目としては、町内の都市計画道路は35路線の約50.4kmが位置づけられていますが、この内37.0%にあたる18.7kmが未整備となっている。

このことから未着手都市計画道路の存在が一つの課題としております。

3つ目としては、道路は、歩行者にとっても安全で快適な空間であり、誰にでも優しい道づくりが求められております。

このことから、誰にでも優しい道づくりを3つ目の課題としております。

次に、②の公共交通については、2つの課題を挙げております。

1つ目が、公共交通機関は、通勤や通学、通院や買い物など、生活交通手段として大きな役割を担っており、その維持や利便性の向上を図っていくことが求められています。

このことから、公共交通機関の維持や利便性の向上を課題としております。

2つ目としては、自動車依存型生活の定着に起因してバス利用者は減少傾向で推移している。

このことから、公共交通の利用促進を2つ目の課題とさせていただいております。

次に、③の公園緑地についてであります。都市計画公園として街区公園は43箇所位置づけられており、そのほとんどが整備済みとなっています。しかし、街区公園の標準面積が2,500㎡に対して1,000㎡以下の公園が複数ありまして、広場や緑地スペースなど本来の機能が十分に確保されていない状況も見受けられます。一方、30年間で年少人口率は10ポイント減少、高齢化率は19ポイントが上昇し、児童の遊び場を主体に考えた現況の公園では、地域のニーズに合っていないことが考えられます。

こういったことから、公園の配置及び機能の見直しを課題として挙げさせていただきました。

次に、(3)番、防災については大規模災害などが発生した場合には、行政の及ぶ範囲には限界があり、地域での自主的な活動が重要となることから、相互の協力体制を構築しておくなどの備えが必要である。

このことから、災害に備えた情報網の整備と防災用資機材などの確保を課題とさせていただきます。

次に、(4)番、公共施設についてあります。

①の公共施設については、2つの課題を挙げております。

1つ目が、現状の施設規模を維持していくためには多額の更新費用が必要となり、対応を先送りや放置すると施設の荒廃や事故などの危険性を高めるとともに、将来を担う若い世代の負担を増加させることとなります。

このことから、公共施設の施設規模の最適化を一つの課題としております。

2つ目としては、本町は今後、人口減少や少子高齢化が進行すると予想されます。また町内では人口が集中する札内市街地、人口減少が予想される幕別市街地があり、地域によって人口動態、生活環境は大きく異なり、公共施設等に対する意向も違います。

このようなことから、公共施設の最適配置を課題として纏めさせていただきました。

以上が、資料3の都市づくりの課題についてであります。長くなりましたが、協議4号についてご審議の程よろしくお願ひいたします。

嶽山会長 ただ今事務局から色々説明がありました。全体を通してご意見ご質問がありましたらお受けします。

・・・・・・(意見無し、質問無し)・・・・・・

嶽山会長 意見もございませんので、協議第4号につきましては終わらせていただきます。

嶽山会長 次に議事日程3、その他に移ります。事務局から何かありますか。

向井係長 今後のスケジュールについて説明させていただきます。その他資料のA3版をご覧ください。

こちらの表ですが、左端の欄に、北海道、幕別町（帯広圏）、幕別町、幕別町と記載されているとおり、4段に分かれておりまして、1段目が、北海道が行う都市計画決定の流れでありまして、2段目が、北海道が決定する都市計画の整開保、区域区分、十勝川流域下水道について、幕別町が行う手続きが記載されております。

次に、3段目が、町が都市計画決定する札内公共下水道と幕別公共下水道の手続きについて記載しておりまして、4段目が、都市マスの流れについて、記載しております。

まず、整開保、区域区分についてであります。1段目と2段目の欄をご覧になっていただきたいのですが、整開保、区域区分は9月に審議会において素案の協議をいただき、帯広圏からの素案を北海道に提出し、その後、北海道がその素案により、国や関係機関との協議を進め、現在、国との下協議を終了しておりまして、その結果を受け、今回、案の申し出を行います原案について諮問させていただいているところであります。

今後ですが、北海道において、2月17日からパブコメを開始し、3月に公聴会を開催することになっております。その後、道都市計画審議会の予備審を経まして、北海道から各市町に意見聴取が行われます。その後、案の縦覧、道都市計画審議会本審、国との同意協議を行いまして、決定告示という流れになります。

次に、下水道関係ですが、整開保、区域区分が現在、見直し作業を進めているところであり、この見直し作業を進めている間は、それ以外の都市計画の随時変更は、見直し作業が終わるまでは、行わないこととなっておりますので、変更がある場合は、整開保、区域区分の見直しスケジュールに合わせて行うこととなります。

そのため、十勝川流域下水道の案の申し出についても、整開保と区域区分の案の申し出に合せて行うこととなります。

また、札内公共下水道、幕別公共下水道は、町決定となりますが、十勝川流域下水道の変更理由が、幕別公共下水道を十勝川流域下水道に編入することが理由でありますので、このことから、下水道の3つの都市計画は、同じ理由で変更することとなりますので、都市計画の変更は同時に進めなければならないこととなりますので、今回、予備審ということで進めてさせていただいております。

その後、1段目の北海道の令和2年8月にあります案の縦覧と、3段目の幕別町の令和2年8月にあります案の縦覧、それから都市計画審議会の本審、決定告示など、北海道のスケジュールに合わせて進めていくこととなります。

次に、都市計画マスタープランについてであります。4段目になります。

本日が令和2年1月の審議会でありまして、中間報告となります。

今後は、都市マスの目標設定ができた段階で、3月又は4月に中間報告を行いたいと考えておりまして、その後、7月に、素案を完成させ、審議会に素案を提出したいと考えております。

その後は、その素案をもって北海道と任意協議を行いまして、10月に審議会を開催し、原案提出、その後、住民説明会、パブコメを行い、3月の審議会に諮問を予定しているところであります。

そこで、答申を頂ければ、それをもって都市マスを確定していきたいというようなスケジュールになっております。

以上が、今後のスケジュールについてでありまして、その他の説明については以上です。

嶽山会長 ただ今A3の一枚もので事務局から今後のスケジュールについて説明がありましたので、委員の皆さんからご質問、ご意見等ありましたらお受けしたいと思います。

．．．．．(意見無し、質問無し)．．．．．

嶽山会長 質問等内容ですので、今後のスケジュールにつきましては終わります。他に事務局から何かございますか。

向井係長 ありません。

嶽山会長 事務局からは無いようですので、委員の皆さんからご意見、ご提案等はございませんか。

．．．．．(意見無し、質問無し)．．．．．

嶽山会長 その他、皆さんからご意見、ご質問も無いようですので、本日の議事をすべて終了いたします。

以上を持ちまして令和元年度第3回幕別町都市計画審議会を終了いたします。

笹原部長 ご起立願います。長時間にわたりありがとうございました。本日は以上を持って終了いたします。

ご苦勞様でした。